

第 I 部 平成 18 年度の委員会活動の概況

第 1 章 委員・特別委員

委員会においては、法定の委員の他に、迅速かつ機動的な紛争処理のため特別委員 7 名を置き、あっせん・仲裁の手續に参加させている。平成 18 年度の委員及び特別委員は下表のとおりである。

委員については、委員長である香城委員が健康上の理由により平成 19 年 2 月 14 日に退任し、同日付で開催した第 75 回の委員会において、委員の互選により森永委員を委員長に、田中委員を委員長代理に選任した。

特別委員については、第 2 期の任期を満了した尾畑特別委員が平成 19 年 2 月 16 日付で再任された。

【委員】

(五十音順)

氏 名	職 業	任 命 日
田 中 建 二 (委員長代理)	早稲田大学大学院ファイ ナンス研究科教授	平成 16 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日)
富 沢 木 実	(財)北海道科学技術総合振 興センター知的クラスター 本部 科学技術コーディネーター 法政大学大学院政策科学 研究科客員教授	平成 16 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日)
森 永 規 彦 (委員長)	広島国際大学社会環境科 学部教授	平成 16 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日)
吉 岡 睦 子	弁護士	平成 16 年 11 月 30 日再任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日)

【特別委員】

(五十音順)

氏名	職業	任命日
浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部 助教授	平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日)
尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科 教授	平成 19 年 2 月 16 日再任 (第 1 期：平成 15 年 1 月 8 日 ～平成 17 年 1 月 7 日) (第 2 期：平成 17 年 1 月 8 日 ～平成 19 年 1 月 7 日)
瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究 センター助教授	平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日)
長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究 科教授	平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日)
樋口 一夫	弁護士	平成 17 年 11 月 30 日新任
藤原 宏高	弁護士	平成 17 年 11 月 30 日再任 (第 1 期：平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 15 年 11 月 29 日) (第 2 期：平成 15 年 11 月 30 日 ～平成 17 年 11 月 29 日)
和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研 究科助教授	平成 17 年 11 月 30 日新任

(退任した委員)

氏名	職業	退任日
香城 敏 麿	独協大学法科大学院教授	平成 19 年 2 月 14 日退任 (第 1 期 : 平成 13 年 11 月 30 日 ～平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期 : 平成 16 年 11 月 30 日 ～平成 19 年 2 月 14 日)

第2章 会議の開催状況

平成18年度は、委員会として計8回の会議を開催した。
その開催状況は、次のとおりである。

図表 委員会開催状況（平成18年度）

会 合	日 付	議 事 等
第69回	平成18年4月19日	平成17年度年次報告（案）について
第70回	平成18年5月31日	① 電気通信事業分野における競争状況の評価結果（案）について（総合通信基盤局からの説明） ② 今後の紛争処理の在り方について ③ その他
第71回	平成18年7月12日	① 次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について（総合通信基盤局からの説明） ② MVNOをめぐる検討状況について（総合通信基盤局からの説明） ③ 今後の紛争処理の在り方について ④ その他
第72回	平成18年8月11日	あっせん委員の指名（平成18年（争）第1号から第14号）
第73回	平成18年9月26日	① 新競争促進プログラム2010について（総合通信基盤局からの説明） ② 電気通信事業における紛争処理等の将来像等について ③ 委員会の当面の活動について ④ 相談窓口に寄せられた相談等について ⑤ その他
第74回	平成19年2月14日	委員長及び委員長代理の選出について
第75回	平成19年2月19日	あっせん委員の指名（平成18年（争）第1号から第14号）

第76回	平成19年3月19日	<ul style="list-style-type: none">① 平成18年度年次報告（案）について② 電気通信事業紛争処理委員会の事務に関する制度見直しについて（電波法・電気通信事業法の一部改正）（総合通信基盤局からの説明）③ 現在取り扱い中のあっせん事件について④ その他
------	------------	--

第3章 当面の重点活動

1 委員会に求められる変化

平成18年6月20日に公表された通信・放送の在り方に関する政府与党合意において、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点からネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、N T Tの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やN T Tの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」こととされた。

また、平成18年7月7日に閣議決定されたいわゆる骨太方針（経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006）においては、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。」とされた。

これを受けて、総務省では、平成18年9月1日に通信・放送分野の改革に関する工程プログラムを公表し、「公正競争ルールの整備等について、「I P化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書を踏まえ、以下の点について検討し、結論を得られたものから順次実施する。

- ・ 固定電話に係る接続料の算定ルールの見直し
- ・ N T T東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備
- ・ 指定電気通信設備制度等の見直し
- ・ その他公正競争確保のための競争ルールの整備

N T Tの組織問題について、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」としている。

このような政府・与党の動きを背景に総務省は、工程プログラムの具体的な実施計画に当たる「新競争促進プログラム2010」を平成18年9月19日に策定・公表した（資料1）。

この中で、重要な政策課題として、設備競争の促進、ドミナント規制の見直し、N T T東西の接続料の算定方法の見直し、移動通信市場における競争促進、料金政策の見直し、ユニバーサルサービス制度の見直し、ネットワークの中立性に関する検討等とともに、「紛争処理機能の強化」が取り上げられている。

この紛争処理機能の強化の具体的施策としては、①意見申出制度の改善、②電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間の紛争処理制度の検討、③土地等の使用に係る紛争処理機能の充実が掲げられ、これらの実施計画として、①については「申出者に関する情報非開示の仕組みに関するガイドライ

ンの策定（平成18年度中を目途）、②③については「可能な限り速やかに所要の制度整備を実施」を表明したところである。

2 紛争処理等の将来像に関する検討

委員会事務局においては、我が国における近年の急速なIP化の進展により、電気通信市場の競争構造も大きく変化してきていることに伴い、事業者間の紛争についても従来想定されなかった形態での紛争が発生するものと考えられることから、このような状況を踏まえ、平成22年頃までに想定される市場環境の変化、それに伴い発生が想定される紛争とその対応の方向性、さらに、今後の委員会の在り方について報告書「電気通信事業における紛争処理の将来像」を平成18年10月にとりまとめ、公表した（資料2）。

3 当面の重点活動

委員会では、上記新競争促進プログラム2010、報告書を踏まえ、平成18年9月26日に開催された第73回委員会において、個々の紛争事案及び相談事案について適確に対応するとともに、委員会の機能を一層強化するため、当面、委員会としてどのような取り組みを行っていくべきかについて審議を行った。

審議の結果、

① 紛争処理に関係する情報収集等の強化

技術的、制度的両面において複雑化する状況に対応

② 委員会利用の利便性の向上

中小事業者、地方所在事業者のニーズに対応

③ 委員会の知見の情報発信の強化

競争ルール整備に資する情報の発信

④ 制度整備への対応

新しい類型の紛争等への対応のため、あっせん等の対象範囲の拡大等

について、制度担当部局に対する知見の提供や意見交換の実施
以上、4つの活動に重点をおいて取り組んでいくことを決定した(資料3)。
今後着手可能なものから逐次実施していく予定である。

第4章 当面の重点活動に関わる具体的取組

1 紛争処理に関連する情報収集等の強化

紛争処理に関連する情報収集等の強化の観点から、平成18年度には、総務省関係部局から、以下の説明を受け、意見交換を行った。

- ・平成17年度電気通信事業分野における競争状況の評価結果（案）について
- ・次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議について
- ・MVNOをめぐる検討状況について
- ・新競争促進プログラム2010について

さらに、次年度以降もこういった説明の機会を増やすとともに、関係機関や外部の専門家を招き、意見交換等の場を拡充することとしている。

2 委員会利用の利便性の向上

委員会利用の利便性の向上の観点から、平成18年度において以下のような取組を行った。

(1) 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の「電気通信事業者」相談窓口への改称

当委員会を初めて利用する事業者が容易に相談等の問い合わせを行えるよう、電気通信事業者のための相談窓口であることを一層明確化するため、平成16年12月1日に開設した「電気通信事業紛争処理相談窓口」を、平成18年6月9日に「電気通信事業者」相談窓口」に改称し、専用の電話番号、メールアドレスを新たに設けた（資料4）。

(2) 委員会ウェブページの刷新

平成18年10月に当委員会ウェブページを刷新し、①当委員会のウェブページ上にも「電気通信事業者」相談窓口」を開設し、電子メールを活用した相談を受付開始、②より利便性を向上させるため年次報告にインデックスを作成、③より実態に即したあっせん・仲裁申請書の記載例の掲示等を行った。

(3) 委員会活動の周知・広報等

(社)電気通信事業者協会、や(社)テレコムサービス協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟等の事業者団体の地方支部等が、地方都市(帯広市、札幌市、金沢市、大阪市、福山市、広島市、高松市等)において開催する会合に当委員会事務局職員を派遣して、①当委員会の業務の周知・広報、②過去に処理した事案の解説及び③出席した事業者からの相談への対応等を行った。

3 委員会の事務に関する制度見直しについて

平成19年3月19日に開催された第76回委員会では、無線局の開設等に係る委員会による新たなあっせん・仲裁制度の創設のため、また、電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直しのための法律改正案が第166回通常国会に提出される予定であることから、総務省関係部局より以下の説明を受けた(資料5)。

(1) 無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の導入

近年、ワイヤレスブロードバンドの進展等、電波利用の急速な拡大に伴い、周波数の逼迫への対処が喫緊の課題となっている。

こうした状況下において、新たな周波数需要に応じた電波の効率的な利用を促進するためには、新たな無線局の開設にあたって、既存の無線局との混信を防止するための当事者間の調整が重要となっているが、この調整に要する期間が1年から2年半といった長期化したものとなる事例が発生しているところである。

そこで、電波法・電気通信事業法を改正し、当委員会に無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度を創設することによって、調整期間の短縮化・迅速化を図ろうとするものである。

(2) 電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直し

近年、電気通信事業者の中には、利用者からの苦情がほとんどないものの、不適正な事業運営を行っているものが見られる。一方、現行の電気通信事業法では、利用者保護に関する業務改善命令の発動要件は、「利用者利益を阻害しているとき」に限定されているため、利用者からの苦情がほとんどない場合において、当該事業者に業務改善命令を行使することは、困難な状況にある。

そこで、電気通信事業の運営が適正かつ合理的でないために、電気通信サービスが提供されなくなる可能性が高いなど、電気通信の健全な発達や国民の利便が確保されなくなるおそれがある場合には、利用者の利益が現に阻害されていないとしても、業務方法の改善等を命ずることが可能となるよう、電気通信事業法の改正を行うものである。